

「西部の蜂起」について

— その事件史的顛末 — (2)

III

岡島千幸

一六二八年一月頃から約一年間、政府を悩ませたドーセット北部のギリングム御獵林野区域 Gillingham forest の周辺住民による騒擾事件は、一六二九年二月の裁判記録に見られるように、主な活動家たちの逮捕拘禁により弾圧され、住民たちの不満は一応押え込まれたように見えた。しかしながら、この騒動の指導者であった Henry Hoskins は、翌年の一六三〇年、ギリングムにこつそりと舞い戻り、再び囲い込みの柵などの破壊を仲間継続するように促したといわれている。⁽¹⁾

このような彼等の動きを見て、枢密院は、同年の一月二七日付で法務長官に対し、Hoskins をはじめ八七名を「囲い込みに対する暴力的破壊行為の廉により」起訴を命じた。⁽²⁾

この記録が意味することは、恐らく二九年二月の弾圧だけでは、ギリングム周辺住民の破壊活動は収まらず、さらに続いていたことを示している。そして、この新たに起訴された人々は、逮捕を免れた Hoskins と前回起訴さ

れた人々とはすべて別の活動家たちと思われる。⁽³⁾

ただ、二九年二月末とこの三〇年一月末の二度にわたる主な活動家の逮捕は、住民の抵抗エネルギーを大きく弱めたことには確かであった。Hoskins は、この情況のなかで、自らの運動の限界と自身の危険性を考えたのであろうと推測される。彼は新たな展開を見せることとなった。

史料から推定出来るのは、三〇年の春以降から翌年の三一年の春頃までの間に、⁽⁴⁾彼はギリングムの北、ウイルトシャーのブレイドンに赴き、その地で発生したギリングムと同様の困い込み破壊活動を中心とする抵抗運動に活動の場を移したのである。

彼は、この地で程なくして住民たちから 'Lady Skimmington' と呼ばれるようになった。これは後述するが、彼がこの地の運動の中で中心的な役割の一端を担ったことを示している。また彼は、この地の住民に「ギリングムに来て困い込みの打ち壊しに参加してくれれば、手勢、金、食糧などを提供する」と勧誘も行ったようである。Hoskins のこのブレイドンでの活動には、彼の右腕である John Phillips も同行していたと思われる。

このような彼等の行動を伺い知ることが出来るのは、Hoskins が一時的に捕えられて治安判事による尋問書なるものが作成されたことを示す報告が枢密院に送られたからである。⁽⁵⁾ どのような顛末があったかまったく分らないが、彼はこの一通の調書だけを残して官憲の前から再び姿を消してしまった。しかし政府は、取り逃がしてしまつたギリングムの活動の首謀者が Phillips と共に北のブレイドンに至り、破壊活動に加わっていることを知ることになる。政府も苛立つことになった。

註

(1) 「西部の蜂起」 The Rising in the West のギリンガムでの事件については、拙稿「西部の蜂起」について—その事件的顛末—(1)「人文研究」(NO. 131, 1997 神奈川大学人文学会)を参照のこと。

(2) S. P. D. Chas. I, CLIX, 28; 27 Jan 1630.

(3) この起訴による星室庁での罰金判決が四月一〇日付けで見られる。その父 Andrew Hoskyns, Thomas Webb などの名があるが、彼等も代表的な活動家と推定してよいであろう。Andrew Hoskins は Henry Hoskins の家族か親族とも考えられるが、確認出来ない。S. P. D. Chas. I, CLXXXVII; 10 April 1630.

(4) Allan および Kerridge は Hoskins がギリンガムからブレイドンに赴いたのを一六三二年春としているが、それは恐らく一三二年六月一〇日付けの枢密院史料からと思われる。しかし、ブレイドンでの指導的地位の事を考えるとあまりにも短期間であり、三〇年の内から何らかの人間関係も含めて可能性は否定出来ないのである。

G. C. Allan, *The Rising in the West, 1628-1631. Ec. H. R. 2nd Ser. V* (1952-3), pp. 78-9.

E. Kerridge, "The Revolts in Wiltshire Against Charles I.," *Wiltshire Natural History and Archaeological Magazine* LVII (1958), pp. 68-69.

なお、画氏のこの各論文とともに、画氏のそれぞれの未刊行論文も参照された。D. G. C. Allan, "Agrarian Discontent under the Early Stuarts and during the Last decade of Elizabeth," *MS. M.Sc. (Econ.) Thesis* (London, 1950), chapter 6 (pp. 90-109); E. W. J. Kerridge, "The Agrarian Development of Wiltshire," *MS. Ph.D. Thesis* (London 1951), chapter 9, III, Social Strains and Stresses (pp. 578-613).

(5) S. P. D. Chas. I, CXCH, 66; 10 June 1631.

IV

ウルトシャー北部に位置する The Forest of Bradon (Braden) と呼ばれる御獵林野区域は、ドーセット北部のギリンガムからは、ウルトシャーの南端から北端までの距離、直線にして約八〇キロ弱のところを広がっている^(I)。
 (図1)。

一六一三年の報告書に、このブレイドンのことについて次のような記述が見られる。「御獵林野区域は、約長さ四マイル(約六・四キロメートル)弱、幅約二マイル(三・二キロメートル)、そしてロンドンから四スコア・マイル(八〇マイル、約一二九キロメートル)である」。そもそも、ブレイドンは、歴史的に国王の狩獵の楽しみに最も便宜のよい獵場の一つであったようである。恐らくその理由は、ロンドンから比較的近い位置にあったこと。また、シカなどの獲物が多く生息していたこと、などのようである。

Braydon というサクソン語は、Broad と den から成り、「野生動物が多く広範囲にいる地域」を意味している。したがって当然のことながらウィリアム王のノルマン征服よりも古く、この名称は一〇世紀中頃には既に確認されており、狩獵場として古い歴史を持つ伝統ある土地であった。

また forest という言葉は、今日では wood(s) と同様に単に森を意味するが、イングランドではウィリアム征服王によって特別な意味を持つことになったのである。すなわち、「王のみに許された狩獵場として定めた区域」のことであり、本来は森を意味した言葉ではない。シカなどの野生動物が生息するのであるから、森林地が多いのは当然であるが、樹林などがまったく見られないヒースなどの原野(moor)も多く含まれていたのである。

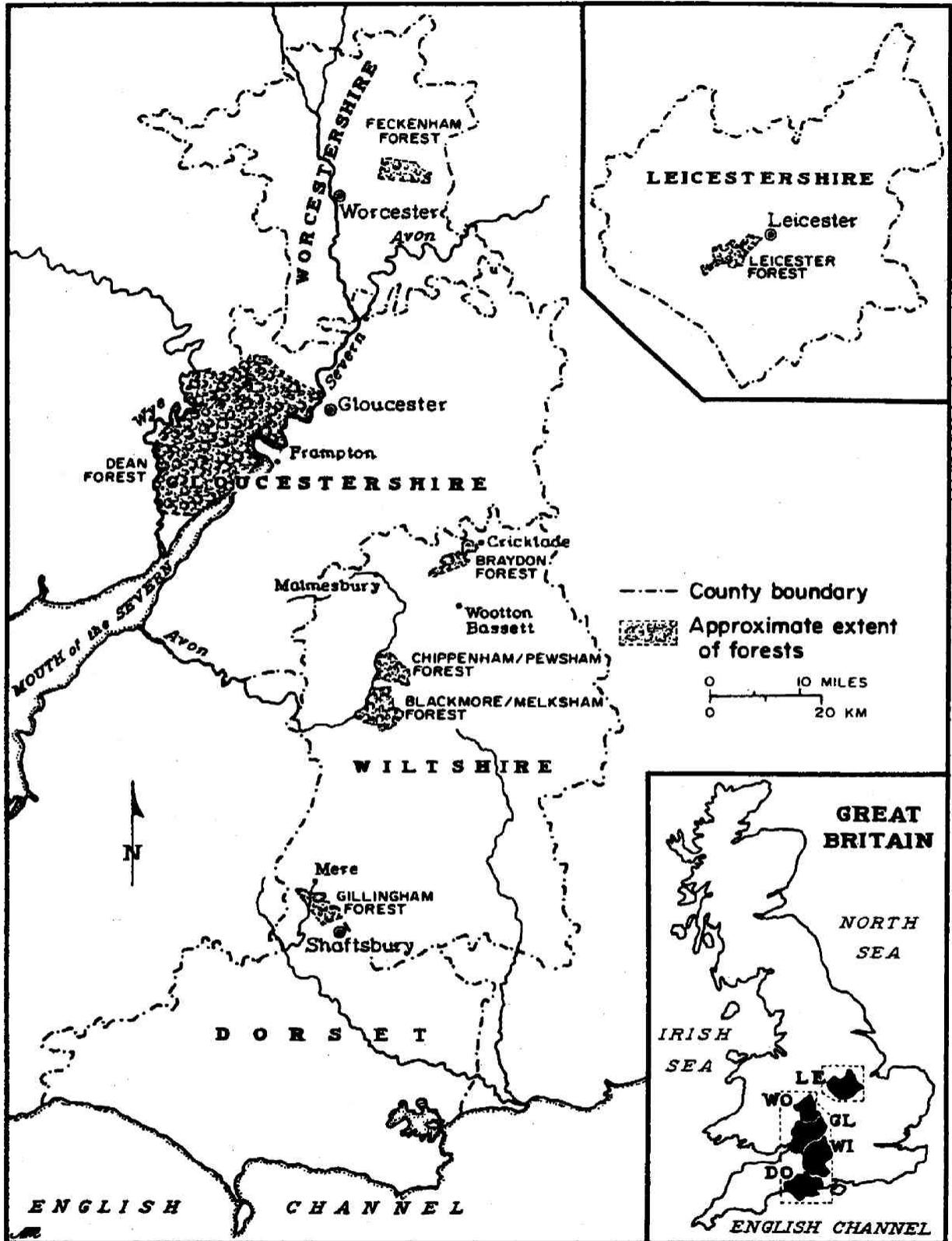


図1 「西部の蜂起」の関係位置

ウィリアム王は、また王有地でもあるこの狩猟場として定めた区域を維持するために *Forest law* というきわめて苛酷な特別法を定めた。何人といえども、その区域内のシカなどをたとえ過失によって殺しても極刑に処せられた。したがってロビンフッド伝説は、イングランド中世のこの特異な法と特別に設けられた区域を背景として、苛酷な刑を逃れるアジールの世界を描いた歴史的産物でもある。

特にこの区域に隣接する住民は、この特別な法により様々なことで苦しめられた。この代償として行われていた一つが、年に一定の期間その隣接住民が飼育する牛などの家畜、特に豚の放牧権を与えたことであった。農民たちが、秋に豚を肥らせるために放牧したのは、一般的には自分達の領主が所有する共有林であった。ただ一般的に、どこでもこの様な地域の住民が特別枠として認められていたか否か不明である。しかしこの様な慣行を得た農民たちには、大きな恩典であったことは確かである。そしてこのような慣行は *Forest* の外周の境界地帯に限られていた。区域内で馬を駆って狩を行う際、下草が多すぎるのは問題であり、*forester* と呼ばれた監督官たちにとって一石二鳥であったと考えられる。

しかしながら、苛酷な特別法の適用は、時代が下るとともに緩やかになった。特にヘンリ八世以降の王や王女たちは狩猟そのものに関心が薄く、特別法そのものが実質的に機能しなくなってしまった。区域内の管理や整備が十分に行なわれなくなり、王室歳入にも影響を与えることになったといわれている。

一六一一年に提出されたブレイドンに関する報告書では、この区域内の荒廃と破壊が進んでいること、特に貧しい人々が不法に居住していること、それらの人々に料料ないし身体的処罰を科すべきである、と記している。

続く一六一三年の報告では、ブレイドンに隣接する周辺住民は、区域内を勝手に自分たちの共有地にして

で、罰金を科すか地代を徴収する必要が生じていること、また区域内ではシカなどの狩猟の獲物がきわめて減少しており、その理由として本来ならばシカなどの餌場である場所を隣接周辺住民が勝手に牛や羊の放牧のために共有地としての使用が増大しており、特に牛の過放牧を指摘しこれによりシカの餌場が無くなっている、と記している。またこの報告書では、最後に結論として、従来のような区域内のオーク（ナラの木）の森の樹木の伐採権のための小規模な借地契約などの他に、*disafforest* すなわち *forest* の区域という指定の解除を行うならば、年に三万ポンドの上納金が生じるとしている。⁽²⁾

チャールズ一世の父、ジェームズ一世は狩猟好きで知られていたが、ブレイドンは彼の情熱を満足させるお気に入りの狩猟場の一つであったと言われている。しかし息子のチャールズは、父と異なりそのような趣味、いな中世以来の騎士の伝統であるこの武人としての作法にあまり関心がなかったと思われる。アランは、ブレイドン御猟林野区域の指定解除の直接的要因でこの点を強調しているが、原因はそれほど単純であったとは思われない。

一六〇〇年生れのチャールズは、一二歳の時、兄ヘンリが早世したため、二五才で父の死去にともない王位を継承した。ブレイドンばかりでなく全国の御猟林野区域を財政上の担保として利用する計画は、父の時代からの枢密院を中心とする政治政策の既成路線であり、また彼が王位継承後、二度の遠征失敗による財政的逼迫は、その実施を急がざるをえなかったのである。⁽³⁾

一六二七年三月八日、ブレイドンの測量調査および区割のため、Edward Gorges 卿以下一二名の委員会委員が任命された。⁽⁴⁾ また同年七月、ブレイドンの調査と指定解除のための委員会委員として、今度は John Bridgman 卿以下一二名が任命される。⁽⁵⁾ この委員会の各メンバーを含めて変更された経緯は不明である。しかし、いよいよ指定

解除に向けて動き出したのである。

この委員会には、一八ヶ条からなる指示があった。その中に、ブレイドンの御猟林野区域の実際の範囲を改めて調査し、指定解除によっていかなる影響が生じるかを確認すること、がある。これは、この区域と隣接する住民との境界が長期間のうちに明確でなくなり、政府側からすれば一六一一年以降の報告書によって住民たちに王有地が侵食されてしまっているという疑いを強く持つていたためと思われる。

しかし一八ヶ条の指示の中には、区域内における歴史的にも合法的な共有地の使用権保有者の権利を考慮し、彼等の使用権の継続を規定すること、も見られる。これは、一方では古くからの慣行を追認し法的に整備し、現状を打開する処置とも見られる。

この他にもこの指示には、国王陛下のために、一〇〇〇エーカーを Park (猟園) として、また五〇エーカーをシカ園として整備すること、もある。政府も、歴史的に由緒あるブレイドンの forest としての面影はなんとかして残したかったのである。

この年の万霊節、すなわち十一月二日直前に答申書が提出される予定であった。委員会の委員たちは、ブレイドンの調査の一環として、この地域の自由土地保有者やこの区域で権利を主張する住民から成る全体会議を行った。また一七名から成る陪審員を選出し、彼等の指示による決議も行なわれた、といわれている。全体会議が、今日の公聴会のような性格であったのか否か明らかでないが、調査した委員たちが現状を深刻に受け止めざるを得なかったと想像される。恐らくその様な事情もあつて、実際の答申書は翌年の一六二八年にようやく財務府に提出された。ここでその内容について重要な点を述べておきたい。

御獵林野区域と指定解除の対象の確定について。ブレイドン御獵林野区域は、エドワード一世統治の第二九年、すなわち一三〇一年、四〇四七エーカーで、その内容は、Poucher's Ragg 二二四エーカー、Sir John Hungerford に属する Keynes Ragg 三三〇エーカー、Sir Giles Bridges に属する九三二エーカー（この内、六一エーカーは Chelworth の所領として囲い込まれている）、そして残りの二五四エーカー（この内、二二六エーカーを Duchy Ragg という）が結果的に王有地と確認されたのである。ブレイドンは、恐らく最初はすべて forest として王有地であったが、後に三名の騎士などの家臣に Chase あるいは Park として合計一五〇六エーカーを下賜した歴史があることを意味していると思われる。しかしこれらの歴史的経緯が指定解除にあたって、複雑な問題を生むことになった。

ブレイドンには、この区域に隣接してさらに一四九八エーカーの国王所有の森林があり、これを合せると四〇三九エーカーとなる。ただ指定解除にともない公道を整備する必要から、その用地三三九エーカーを除いた三七〇〇エーカーがその対象となる面積を算定したのである。

委員会は、一六二八年三月一〇日、指定解除にともないブレイドン御獵林野区域の保護官職にあった Robert Hyde 卿に官職喪失の補償として、二〇〇ポンドの支払いを決定している。⁽⁶⁾

一六三〇年になって、やっと財務府裁判所は布告する。委員会の答申の遅れ、またこの正式な布告までに約二年程の時間を費やした大きな要因は、隣接住民との伝統的慣行である共有地としての放牧権問題であった。無論その中には、区域内で定住してしまった貧しい住民たちの問題もあった。当然のことながら公布された内容を見ると、住民たちにとってきわめて厳しい内容であった。

「裁判所は、ブレイドン御獵林野区域を指定解除されることを布告をもって執行する。その区域にある土地および森林は、国王陛下の固有の国土 (soil) であること。したがって囲い込めるものであること。以上から、公道のための一五〇エーカー、そして共有地の代償として設定する一〇〇エーカーを除き何人といえどもその区域の使用を禁止する。」

裁判所が下したこのような決定は、恐らく内部において、あるいは答申した委員会の段階から異論が出たり、議論になったことは想像に難しくない。イングランドの中世以来の慣習法の伝統に反することであり、住民からすれば、たとえ王有地であれ例外は許されなかった。これは法制史的に見れば、ウィリアム征服王以来のコモン・ローとフォーレスト・ローの激しい衝突の再来であった。隣接住民からすれば、先祖代々受け継がれてきた共有地としての放牧権の否定であった。当時の農民たちにとって共有地の放牧権は、伝統的に当然の権利として、土地所有権より大きかったのである。⁽⁷⁾

調査に訪ずれた委員会の委員に住民の一人が、次のような証言をした記録が残っている。御獵林野区域を解除して囲い込むことは、「現在、共有地の権利を持って、この区域で生活している何千人もの貧しい人々は、完全に破滅することになるだろう」⁽⁸⁾。この証言を記録した委員は、「共有地の権利を持って」という表現に、わざわざこれは証言者の判断であると記しているが、これはまさに法的認識の大きな溝を示していると考えられる。

しかしこの宣誓証言者の言葉は、この地域の状況をもっとも適確に表現したと思われる。委員たちは、土地調査や住民たちからの意見聴取を行ったのであるが、この大きな考え方の溝はまったく埋らなかったのである。

最終的に発表された布告は、少しでも王室収入を多く確保するための強行突破であった。隣接住民に放牧権とし

て提供された代償地がわずか一〇〇エーカーでは、あまりにも地元住民の状況をまったく無視した計画であった。ちなみに一〇〇エーカーは、約四〇万平方キロであるから、五〇〇メートル×四〇〇メートルの二個分ではない。この隣接住民、数千人の牛や羊の放牧には、まったく話にならない条件であったのである。

註

- (1) 図1は、「西部の蜂起」における主な三つの御猟林野区域を示す地図である。シャープの作成したものを転載する。
 Buchanan Sharp, *In Contempt of All Authority—Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660—*, Univ. of California Press, 1980, p. 83.
- (2) ブランドン御猟林野区域についての歴史については、特に次の研究を参照せよ。Canon F. H. Manley, "The Dissafforesting of Braden," *Wiltshire Archaeological and Natural History Magazine* XLV (1932), pp. 549-567; Eric Kerridge, "The Revolts in Wiltshire Against Charles I.," *Wiltshire Natural History and Archaeological Magazine* LVII (1958), p. 68.
- (3) チャールズマンレー Pauline Gregg & Charles Carlton の研究が参考にしたが、C. P. Hill, *Who's Who in Stuart Britain*, 1988, London, pp. 51-57 等を参照せよ。
- (4) S. P. D. Chas. I, LVI, 65; 8 March 1627.
- (5) Exch. Sp. Comm, Wiltis, 2470, 19. op.cit., C. F. H. Manley, op.cit., p. 556.
- (6) 1620年ポンドとポンドとあるのは、1620年分を補償費を算出したこととなる。また以上の経緯に
 参考せよ Manley, op.cit. pp. 553-556 を参照せよ。また Hill, *Who's Who in Stuart Britain*, S. P. D. Chas. I, XCV, 54; 10 March 1628.
- (7) Scrutton, *Commons and Common Fields*, p. 38; C. F. H. Manley, op.cit., p. 557.
- (8) Exch. Deposition, 4. Car. I., Easter, No. 8, Wiltis; C. F. H. Manley, op.cit., p. 558.

ブレイドン御獵林野区域の各地で騒動が始まった。特に指定解除を受けて、囲い込みの工事が行なわれた箇所が襲われた。築かれたばかりの土塁は破壊され、柵の横木や生垣はばらばらにされ、引き倒されたのである。

一六三二年六月二日、狩獵番小屋の管理官 Symon Keeble は Philip Jacobson に次のような手紙を書いている。「州民たちは、御獵林野区域に最近築かれたばかりの全ての土塁を破壊するために一致団結している、彼等は、全ての柵の横木をばらばらに壊し、生垣は切り裂れてしまい、そのため今やすべては元の共有地のようなものである。彼等はこの番小屋を取り壊し、私を殺すと脅迫し、またどのような人夫たちも私の元に来させないようにしている。したがって私は、治安判事の前で証言させるいかなる人物も確保できないし、宣誓供述書のためロンドンに行くことも儘ならない。」⁽¹⁾

彼は、州知事に兵の出動を要請した。州知事たちが現われると、住民たちは姿を消したが、しかし一二名が逮捕され収監された。この後知事と兵士たちが立去ると、住民たちは再び寄り集まりまだ残っていた柵を引き倒したのである。

彼の手紙は、彼の生活および妻子を守ることが出来なかったことを述べて結ばれているが、その傾斜した筆跡は、彼の絶望的な心情を物語っていると、アランは述べている。⁽²⁾

ギリングム騒動の指導者、Henry Hoskins が仲間とともにこのブレイドンに現われ、この地の住民たちと活動したのは、Symon Keeble が絶望の淵に沈んだこの時期であったことは明らかである。そして、六月一〇日付け

の記録⁽³⁾を見てみると、二つの事が推測される。

一つは、この六月一〇日の記録で Hoskins が一時的に逮捕され取調べを受けたということから、六月二日の州知事の出勤による一二名の逮捕者の中に含まれていた可能性があることである。もう一つは、この六月一〇日付の記録の中で、Hoskins が、ブレイドンの住民から 'Lady Skimmington' と呼ばれていると記されていることから、このブレイドンにおいて彼は伝統的なスキミントンという民衆的示威運動の方法で活動し、しかもその組織の中心的役割を担っていたと考えられることである。

Symon Keeble が、自からの生活および妻子を守ることが出来ず絶望的状况になったのは、彼と家族がスキミントンの攻撃の対象にされ、嘲笑と罵倒を受けた可能性が考えられる。

ここでスキミントンというこの地方の民衆文化について簡単に説明したい。⁽⁴⁾

スキミントンは、イングランド西部を中心とするシャリヴァリのもつとも一般的な名称であり、特にウイルトシャーおよびドーセットの二州において多くの事例が見られる。

一九世紀の代表的作家であるトマス・ハーディーは、自分の故郷を舞台とした多くの作品を残しているが、そのなかに『カスターブリッジの市長』という作品を著している。この小説のヒロインは、最後にスキミントンの対象にされ死に至るといふ、スキミントンが物語の最も重要なプロットとなっている。この小説に生き生きと描かれたスキミントンという民衆文化の実態とその特徴を推測できる。しかし我々は、一六一八年五月にウイルトシャーのカマーフォードで発生した歴史的事実からフィクションよりさらにその生々しい実態を知ることが出来る。

またこの記録は、我々にとってまことに好都合な二つの条件を満たしてくれている。それは、時間的問題と地域

性である。この記録とブレイドンの騷擾事件とは、わずか一〇年程の差であり、またカマーフォードとブレイドンは約二〇キロぐらいの民衆の地域的な同一行動圏にあったと見られるからである。

なお、この記録は、一六一八年六月一日、町民でスキミントンの対象となった夫妻、刃物師トマス・ミルズと妻のアグネスから、治安判事ジョン・ハンガーフォードが聴取したものである。⁽⁵⁾

「二人ないしどちらかが言うところによると、先日の五月二七日水曜日、朝の八時か九時ごろのこと、クロップという名前のカーンの若い奴が、三、四人の男と一〇ないし一二人ぐらいの少年達を伴い太鼓を叩きながら、カマーフォードにやって来た。そこでカマーフォードのラルフ・ウエルステイード、この取り調べ人の地主である彼自身が、カマーフォードの橋の連中のところまでやって来て、彼等にどういふつもりなのか質問した。すると彼等は、そこには一人のスキミントンが住んでいるからと答え、彼のところに近づいて来た。そこでラルフ・ウエルステイードは、カマーフォードにスキミントンが住んでいるという噂は誤りであると彼等に返答し、町を離れるよう懇願した。この時、一人のスキミントンのためにそこに太鼓叩きとその仲間がやって来たことを知った町の女達は、太鼓叩きに向かって進み、彼の太鼓を切り裂いてしまった。そこで彼とその仲間間はカーンに向かって引き返していった。

正午ごろ、カーンからカマーフォードにもうひとりウィリアム・ワット（ワイアット）という名の太鼓叩き者が、三〇〇ないし四〇〇人の連中とふたたびやって来た。この連中のなかのある者達は、鉄砲やその他の武器で武装して兵士のようにであったし、また馬にまたがった一人の男は、頭に白いナイトキャップをかぶり、両耳

には二つの光り輝く角をさげ、あごには鹿の尾でつくった紛い物のひげをつけ、長上着の上に婦人のはだ着をはおり、そして彼の乗っている赤い馬には一對の壺が付けられていて、その中には、醸造用のもやしかすがあった。そして彼はひしめく人々にむかってそれを撒き散らしたが、そのひしめき合う群集は彼が通ったあとを追うように殺到した。

そして、この男と彼のすべての仲間達はこの取り調べ人の家の前にやって来ると一斉に立ち止まり、鉄砲手はその銃をぶっぱなし、笛とつの笛は吹き鳴らし、彼等のなかで牛首に付ける鈴やその他の小さな鐘を持ってゐる者達は一緒に打ち鳴らした。また股鞆の先に雄羊や雄鹿の角を備え付けたものをその時同時に高くかかげられ誇示された。一隊が留まっているあいだ、一隊のうちのある連中、すなわちカーンのW・ウエルウィン(肉屋)、同じくカーンのW・ブルクとジョン・ブレイ(肉屋)、同じくW・ローリンス(労働者)、イエイテスベリのJ・レイノルド(農夫)、そのほか多くの数の者達は、この連中の名前はこの取り調べ人のどちらも知らないが、彼等の家に向かつて進んだ。彼等は二人とも自分達に加えられるにちがいない少なくともある種の暴力と危害を恐れた—彼等は家に面して身をかがめていたからなおさらのことだが—いくつかの石が窓の中に投げ込まれ、そのうちのいくつかは二人に打ち当たったのであった。

夫のトマス・ウエルズ(原文のまま)は、表扉に錠をおろし、妻を彼の部屋に入れてやはり錠をかけた。しかし連中は、彼の家にはげしく押し寄せたので、彼は連中を何とか説得して立ち去って貰えないかどうか試して見ようと表扉を開いた。すると同時に、上記の連中や数人の他の者達が彼の上に襲いかかり、入口に侵入しさらに広間になだれ込んだ。彼の妻のいる部屋の扉は力ずくで開けられたので、彼女は何かして逃れようと

階段をよじ登り二階に上がった。W・ウエルウインは彼女のかかをとつかんで引きずりおろしたが、彼女はまだ階段の中程だったので、彼とその他の連中は彼女の両腕と両足をつかんで取り押え、広間から入口につれ出した。するとそこにはぬかるみがあったので、彼等は彼女をそこに投げ倒し、踏みつけそして汚らしく泥まみれにし、身体のあちこちを打ってあざだらけにしたのである。これらは一つの目論見があった。この取り調べ人達はたしかに以下の事を耳にしたのである。彼女すなわちアグネスは、家から連れ出され、馬の背に夫のうしろに乗せられて、カーンに連行され、そこで懲罰椅子に乗せられ水責めにあうこと。そして、もし彼女がおとなしくなかつたならば、また静かに座っていなかつたならば、彼女の口の中にもやさかすをたっぷり詰め込むということだった。

スキミントンはイングランド北部のライディング・ザ・スタング riding the stang とともに、西南部の伝統的社
会において、一般的には父権を尊重しない妻とその夫の双方に対して制裁を行ない、共同体自体がみずから父権的
夫婦関係を維持しようとする一定の儀式性と祝祭性を有する民衆文化である。このカマフォードの夫婦がどのよう
な理由から攻撃対象となったか記録の上では明らかではないが、恐らく上記の一般的理由であろうと想像される。
けれども我々は、夫妻の自供によるこの記録からスキミントンの具体的な全貌とその特徴を理解できるのではない
だろうか。

ここでブレイドンの事件との関係で、スキミントンの重要な点に絞って論じておきたい。

一つは、集合心性としての民衆的世界観、価値観である。

スキミントンを行なう理由には、まず民衆が自ら守らなければならぬと考える価値観であり社会的正義がある。また同時に、これは支配層とはまったく異なった自立性と独自性を有した集合心性である。しかも、ある特別な政治的意図を持って行なわれるというよりも、彼等のきわめて日常的な生活意識によるものと考えられる。したがって三一年のブレイドンの事件は、攻撃の対象が共同体内部の人物に向けられたものではなく、外部、特に権力者に向けられたという点で、また政治性を強く有していたという点で、スキミントンの歴史的事例の中でも特異なケースと位置付けられよう。

政府や州の長官などの支配層からは、いつもの民衆たち内部のばか騒ぎではなく、自分達を攻撃対象としているため、暴動や反乱としてきわめて政治的に見ざるを得なかつたと考えられる。⁽⁶⁾一方で Hoskins と彼の仲間たちにとって、攻撃対象やその理由が異なるとはいへ、彼等の目的や方法そして行動も日常的に続けられてきたスキミントンの伝統的枠組そのものであったのである。⁽⁷⁾

次は、Hoskins が「レディー・スキミントン」と仲間や住民たちから別名で呼ばれた問題である。

スキミントンの特徴と名称は、一六一八年のカマーフォードの供述書の中程にも見られるように、多数の参加者に取り囲まれた行列の中心に乗る女装した男が乳脂を掬い取るひしゃく (skimmer, skimming ladle) を振り回して、背中合せに乗っている夫役の男を時々殴る所作をすることから来ている。Skimming, すなわち「ひしゃくを振り回すこと」を「夫に向つて暴力行為を働く女房の象徴的行為」と嘲笑することからきた表現である。したがつて、行列の中心の女装した人物は、多くの場合その攻撃対象の妻の役を演じるのであるが、この人物はまたその行事の企画者の一人であり、その組織の中心的人物なのである。したがつて、レディー・スキミントンを取って訳す

ならば、スキミントンの「ひしゃく振りのバカ女房」ではなく「ひしゃく振りの“奥方様”」となるだろうか。仲間たちが「レディー」という当時の貴族の婦人に対する呼称を使ったのは、女房役を演じる自分たちの組織の指導者に対する畏敬の念ともいえることから生れた表現のように思える。またこの表現は、同時に民衆たちの諧謔や風刺性を端的に表わしていると言えよう。

第三の問題として、村落、町などの共同体における組織性と秘密性である。

ブレイドンの周辺住民の困い込みのために作られた土塁や柵などの破壊活動は、当初は自分たちの生活が破壊されるという恐怖心や激しい怒りによって爆発した自然発生的エネルギーが大きかったと想像される。しかし、そのエネルギーだけでは住民の運動を継続しより強化することは不可能である。ブレイドンのこの事件においては、住民たちが一味同心して一揆するという日常性から一歩踏み出す形態ではなく、その組織性は日常的なスキミントンの徒党集団、若者を中心とする集団によって担われたという特徴を有している。

それでは彼等の組織性はどのようにして形成されたのであろうか。トムソンは、村の宿屋や酒場は、攻撃の対象者を相談し決定する民衆の一種の裁判所であり「秘密法廷」であったと述べているが、イングラッドでは歴史的にも酒場が情報と談合のセンターの役割をなしていたことはよく知られている。⁽⁸⁾

一六三一年一月二十九日付けの大変興味深い記録がある。ブレイドンの Henry Barrett なる宿屋の主人が政府に召喚され、彼の情報により抵抗活動の主な中心的人物が特定され、二八日付けで約五〇名の逮捕令状が発せられている。枢密院は、彼の情報提供者としての役割に謝辞を与えているが、⁽⁹⁾彼が政府の密告者としての役割を担っていたか否かは明らかでない。ただ政府は、少なくともどのような人物に情報を求めたらよいか、よく分っていたので

ある。

毎日飲屋のカウンターに集う連中が、その土地の住民の人間関係とどのように連動し、活動に反映されていたか興味あることである。ギリングラム騒動の首謀者 Henry Hoskins がブレイドンに至り、本来同じ住民でない余所者がこの地の活動分子の中心的存在になり得たのも、彼の人間的資質がたとえあったとしても、酒場のカウンターによる人間関係の構築が重要であったと考えられる。無論、彼が余所者といってもスキミントンという同じ民衆文化を共有する同一文化圏の人間であったことは忘れてはならない。

一二月一二日、宿屋の主人 Barrett が政府に情報提供したことが原因ともなったと思われる事件が発生した。それは、Barrett の求めに応じて召集兵を連れて駆け付けた Devizes 町長は、警察官（コンスタブル）とともに、住民たちから野次と品のないせりふを浴びせられたのである。また彼等は、Barrett を呼び出して制裁を加えることを求めた。⁽¹⁰⁾ この文書に記述されている「野次と品のないせりふ」とは、スキミントンにおける対象人物に浴せられる言葉であり、「制裁」とは、スキミントンそのものを意味していると思われる。

イングラントでは、北部を中心とする「太棹かつぎ（乗り）」riding the stang,あるいは西部のこの「ひしゃく振りのバカ女房」skimmington の場合においても、攻撃対象となる人物は、nominy（または rhyme）と呼ばれる伝統的で滑稽なせりふで揶揄されるが、この時も住民たちは自分たちの伝統的手法を遺憾なく発揮したように思われる。⁽¹¹⁾ すなわち、「野次と品のないせりふ」とは、nominy のことであったと考えられる。

さて、政府の住民たちの生活権を奪い取るうとする権力に対し、住民たちの抵抗運動の組織の中心的役割を担ったスキミントンであるが、この組織の指導者レディー・スキミントンは、一種の称号であるとともに外部者に対し

てその人物を特定させない秘密保持の性格も有する渾名でもあった。しかし、この秘密性は、時空を越えて現在の我々をも困惑させる。

レディー・スキミントンと渾名された人物、ギリンガムで「閣下殿」⁽¹²⁾と呼ばれた Henry Hoskins については既に何度も紹介してきた。また彼の右腕と調書にも記された John Phillips についても。しかし「西部の蜂起」においては、もう一名、John Williams という人物が存在する。この人物は、グロスターのディーン御獵林野区域の騷動で活躍する指導者であるが、三地域を含めた「西部の蜂起」で従来、一般的にもっとも知られた人物である。⁽¹³⁾

彼の名は、ディーンを中心とするグロスターにおける様々な事件において、枢密院をはじめとする政府の記録にしばしば見られる。しかし、ブレイドンに関する史料では、筆者は確認出来ていない。アランは、ブレイドンの住民たちの反乱は、後に John Williams と判明する指導者レディー・スキミントンによって勇気付けられたし、彼は住民たちの抵抗のシンボルであったとしている。また彼のその渾名は、ウィルトシャーの仲間たち（すなわちブレイドンの住民の意味である。筆者）によって与えられたことに誤まりはないとしている。⁽¹⁴⁾

我々を悩ませることは、はたして John Williams は、Henry Hoskins と同じように一ヶ所だけでなく複数の騷動に絡んで、しかもそれぞれ指導的な活動をしたのだろうか。

この問題について、シャープは、次のように主張している。⁽¹⁵⁾「ほとんどの暴動事件における政府の特別な関心事は、首謀者を中心とする単一のグループによって組織され統制されていることだが、この「西部の蜂起」においては、Henry Hoskins, John Phillips, John Williams の三名は、それぞれの根拠地で重要であるのかかわらず、政府は根拠のない数々の風説に惑わされたのである。この事はまた、現在の歴史家たちが彼等三人を記述するにあた

つて、彼等が実際に行動したよりも大きな役割をしたと、判断を誤まらせることにもなっている」と述べている。そして、アランとケリッジの研究を取り上げ、さらに次のように言う。「二人の歴史家はともに、一六二六年から一六二八年のギリングラム暴動のリーダーたち、Hoskins と Phillips は、一六三一年中頃のブレイドン暴動と、そして文献で論証されていない推測によるギリングラム暴動の扇動を助けたと主張している。二人の解釈は、枢密院の命令に見られる漠然とした恐怖にあまりにも比重を置き過ぎていないだろうか。多少の接触の可能性は別として、Hoskins とブレイドンの暴動者たちを結びかざる関係性の証拠も存在しないのである。さらに、一六三一年にギリングラムで暴動があったという証拠も存在しないのである。」

シャープはさらに、一六三一年六月一〇日の枢密院記録、すなわち Hoskins が一時逮捕された際の調書によって、彼がギリングラムからブレイドンに移って来て、その住民からレディー・スキミントンと呼ばれていること、また Phillips について証明する重要な史料は、調書として通常の公文書の形式となっていないので信用出来ない、とも主張している。

筆者は、六月一〇日の記録は、確かに通常の調書および記述の形式と異なっていることは認めるが、しかしこの記録の事実としての信憑性まで否定する根拠もまたまったく存在しないと考える。また、シャープは二人の研究を批判して、ギリングラムとブレイドンの住民を結ぶ関係性を否定している。その理由は、政府の入手した情報は、すべて根拠のない風説やうわさに拠るものだからだ、というのである。確かに、各州の治安判事、州長官をはじめとする地方の支配層から枢密院に送付ないし提出された報告には、彼等の狼狽ぶりを伺わせるものは見られる。しかしこの時期の個々に発生した事件の記録や調書等をどのような基準にしる根拠のないものと判断するのは意味のな

いことと思われる。

それよりも、政府が彼等の活動を実際より過大評価したり、他の活動家と比べてなかなか逮捕出来ず苛立ったことは、政府の記録を全体的に見て事実のように思われる。しかしだからといって、シャープが主張するような結論にはならない、と思われる。彼の主張する風説もまた明確な根拠がないからである。

筆者は、現在我々が確認出来る史料から、アランとケリッジが主張しているように、ギリングムとブレイドンのそれぞれのグループの間には何らかの接触、あるいは関係性があつたと判断することが最も妥当であると考ええる。ケリッジは、一六一三年に Hoskins がブレイドンでギリングムの活動に参加してくれる支援者を募つたことは、この双方のグループがたつた一回の訪問で済むような関係であつたとは思われぬ、とも述べている。⁽¹⁷⁾ 筆者も、彼のこの意見に全面的に賛同したい。

前述したように筆者は、John Williams が、アランが述べるようにブレイドンにおいて活動した事実を文献上からは確認出来ていない。しかし、ブレイドンにおいて、レディー・スキミントンと仲間から呼ばれた人物は Hoskins 一人だけと我々は考える必要もないと考える。スキミントンは、その首謀者や活動の中心的人物たちはその本来的特徴として、女装したり顔に墨を塗つたりして仮装し、それぞれ本人と特定することを難かしくするが、その名前も、単なる「別名」というよりも「都合のよい暗号名」⁽¹⁸⁾として秘密性の機能の役割を有していたのである。

恐らく州や政府からすれば、当初はスキミントンの首謀者やその活動家たちをそれぞれ本人と特定することが難しいため捜査は困難をきわめた。一方では、困い込みの工事が妨害により破壊されたり遅滞として進まず、特に政府や利害関係者の苛立ちを増すばかりであつた。一六一八年のカマーフォードの事例にも見られるように、スキミ

ントンはまた、基本的に村や町、あるいは教区などの一つの共同体を単位として行なわれたと思われる。したがってブレイドンの場合、隣接する周辺は、複数の町村や教区から成っているので、スキミントンを行う組織が Hoskins によるグループだけと考える必要はない。複数の可能性が高いと考えられる。彼の場合、逮捕され尋問されて権力側の記録として、たまたま残った事例と見るべきではないだろうか。⁽¹⁹⁾

註

- (1) S. P. D. Chas. I, CXCIH, 11; 2 June 1631.
- (2) S. P. D. Chas. I, op. cit. D; G. C. Allan, "Agrarian Discontent" p. 97.
- (3) S. P. D. Chas. I, CXCIH, 66; 10 June 1631.
- (4) スキミントンばかりでなく、イングランドのラフ・ミュージックおよびシャリヴァリについては、拙稿「スキミントンについて—英国西部の農村社会と文化—」(「秘密社会と国家」神奈川大学人文研究叢書二一、一九九五年剋章書房)、を参照されたい。
- (5) 拙稿「前掲書」二八〇頁—二八一頁。またこの文献については、この註を参照のこと。E. P. Thomason, op. cit. p. 476.
- (6) 一六三六年、国王自身がスキミントンについて言及した記録が見られる。これについては、次稿にて論及する予定。S. P. D. Chas. I, CCCLXIII, 12 Dec 1636.
- (7) トムソンは、その機能から「ドメスティック・グループ」と「パブリック・グループ」とに分類して論じているが、その後者の代表事例としてブレイドンのケースを取り上げている。E. P. Thomson, op. cit. p. 516.
- (8) E. P. Thomson, pp. 489—490.
- (9) S. P. D. Chas. I, CIII, 90; 29 Nov. 1631.
- (10) S. P. D. Chas. I, CCIV, 30; 12 Dec. 1631.

- (11) E. P. Thomson, *op. cit.*, pp. 472-476.
- (12) 筆者は前稿で、この colonel を「連隊長」と訳したが、Hoskins がギリンガムの仲間からこのように呼ばれた渾名は、連隊長や大佐殿ではなく、呼びかけすなわち呼称であるので「閣下」あるいは「閣下殿」がよいと思う。
- (13) 「西部の蜂起」における、ウィルトシアのブレイドンでのレディー・スキミントンと John Williams としている例は多く見られる。その一例として次の作品を参照のこと。イブ・マリー・ベルセ（井上幸治監訳）『祭りと叛乱』新評論。一九八〇年。一三八頁。
- (14) アランは、この論考の註 III の (4) で紹介した未刊行論文でこのように述べているが、後にこの論文を要約して発表した E. H. R. の論文に おうては J. Williams の名を削除している。アランの未刊行論文九二頁および九六、九七頁。D. G. C. Allen, *op. cit.*, p. 79.
- (15) Buchanan Sharp, *In Contempt of All Authority*, Univ. of California Press, 1980, pp. 97-98.
- (16) 例えば、一六三二年四月二日グロスター州の軍総監、ノーザンプトン伯に対し枢密院が送致した文書に次のような狼狽ぶりを示す表現が見られる。"We are suprised that so fowle a riott never reieved previousu advertisement."
- (17) E. Kerridge, *op. cit.*, p. 69.
- (18) E. Kerridge, *op. cit.*, p. 69.
- (19) この点については、シャープも同様に考えているようである。彼はブレイドンにおいて三名のリーダーをあげている。B. Sharp, *op. cit.*, p. 100, p. 105.

VI

さて、ブレイドンでの騒動の事件的経緯にもどりたい。

一六三二年六月二日、枢密院は州の民兵制の責任者 Edward Baynton 卿と Neville Pole 卿などに部隊の出勤を

命じた。軍の出現により、さしもの暴徒たちも武装した兵士達にはとても抵抗出来ないと見て、ほとんど逃亡してしまう。軍はそれでもかろうじて一二名を捕え拘禁した。ひそかに様子を伺っていた連中は、兵士が見えなくなるのと再び舞い戻り、協力して残った柵を引き倒した、とある。また彼等の中には、民兵隊に参加し、囲い込みのための水路などを破壊するために、マスクет銃や他の違法な武器を入手した、とある。これは恐らく、囲い込み工事で現地の工事に携わる関係者や労働者たちを脅迫し妨害する目的であったのだろうか。⁽¹⁾

また星室庁の記録によると、「彼等は一千人の徒党集団で、時によってそれ以上であったり以下であったりするが、昼も夜も仮装の習慣のまことに騒々しい叛逆的な風習を行っている。また州長官が鎮圧に向うと、彼の部下や政府の使者に向って銃を発砲した、⁽²⁾」とある。この文書からも、彼等の抵抗運動がスキミンントンの手法的特徴を有していたこと、また彼等の中にならぬ銃などの武器が出回っていたことを確認することが出来る。

しかしながら、この年ブレイドンの住民たちの抵抗も、既述したように宿屋の経営者の密告によって、主な活動家たちに逮捕令状が発せられた。スキミンントンの首謀者たちやその仲間たちにとっては、思いもよらなかつたに違いない。虚を衝かれた、のである。枢密院の政府関係者は小躍りしたと思われる。枢密院は彼に謝辞を与えているが、彼の情報提供が、賄賂等によって進んでなされたものか、あるいは脅迫等によるものかは定かでない。しかし彼もまた犠牲者であつた。経営者は、住民たちの制裁、まぢがいなくスキミンントンの制裁を受けたのである。恐らく彼はこれ以降この地で営業も生活も出来なくなつたと想像される。

この後の事件的経緯から見ても、政府の一二月の弾圧は、かなりブレイドンの騒動の鎮静化には一応成功した。しかし政府も、当初考えていたよりも事態の深刻さを受け止めざるを得なくなつていたのである。

この年のミカエル祭の開廷期（二月二日から二五日間）、財務府裁判所は法令を發した。

その内容は、Poucher's Ragg v Keynes Ragg 及び Chelworth に隣接する二二二エーカー、また Chelworth 内の八四エーカーの小道と草地（二）の Chelworth の土地は、自由保有農や借地農が自分たちに帰属すると主張した）を除いたブレイドン御獵林野区域のすべての荒地と囲い込んでいない土地は、国王陛下の土地である。国王陛下はこの御自身の土地から、一五〇エーカーの区域の内側の境界地を、自由保有農や借地農に喜んでその使用を承認し確約する、というものであった。⁽³⁾

財務府裁判所は、また次のような法令も發した。それは、Cricklade と Chelworth の貧しい人々に、Cricklade 内の一〇〇エーカーの使用を認める。また Purton Stoke の境界にある二五エーカーの Cricklade の土地は、その集落の貧民に割り当て、二五エーカーは Teign の集落の貧民に割り当てることにする、であった。⁽⁴⁾ この内容は、古くは中世後期から御獵林野区域の管理や監視の緩みもあって、区域内にひそかに無断居住していた農民やその子孫たちなどの貧しい人々に対する対策と考えられる。

さらに政府は、ブレイドンに関する最終的打開策として、五年後の一六三六年に次のような内容を示した。それは、一五〇エーカーを公道として、三九〇エーカーを共有地の権利として割り当て、また二七五エーカーを領主たちの土地としてその権利を承認する、という内容であった。

以上の三度におよぶ政府の周辺住民に対する譲歩は、当初と比べて住民たちにどのような意味を持ったのであろうか。そもそも住民たちが不満と怒りを爆発させた最大の要因は、すでに検討したように伝統的な共有地としての放牧権であった。⁽⁵⁾ その意味では、政府は三度にわたって、領主権の土地も含めれば、九六五エーカー、それを除い

でも六九〇エーカーの共有地としての使用を認めることになった。後述するが、すでに請け負い人との間に契約された条件との間で、政府は最大限の譲歩をせざるを得なかったようである。政府がこのように追い詰められたのは、地元住民たちの抵抗ばかりでなく、数々の裁判闘争も行われた影響が考えられる。⁽⁶⁾

またブレイドンで発生したこの騒動において、政府に対して意義申し立てをした人々は、農業経営を中心とする農民層ばかりでなく、支配層も含めた社会的階層の幅の広さも政府にとって衝撃的であつたと思われる。これは、一二六名に及ぶ逮捕者リストからも伺うことができる。その中で特徴的人物を挙げてみたい。Jeffrey Henley、彼は Wootton Bassett の町長。Thomas Lloyd、彼は Wootton Bassett の教区牧師。Edmund Robert, Edmund Maskelyne, Henry Maskelyne、彼等は Purton を中心に所領を持つジェントルマンである。以上のような逮捕者ではなく、反徒側に直接参加はしなかったが、政府の政策に反対し、彼等を陰で支持していたと思われる人物に、Edward Baynton 卿、Neville Poole 卿など騎士身分の州内実力者たちも存在した。⁽⁷⁾

以上からもウィルトシャーのブレイドン騒動は、反徒側は被支配階層の一般民衆ばかりでなくジェントリーや騎士階層である州の支配階層まで巻き込んでいたのである。これは州の地方社会において、不満や怒りを共有する村々や町などの結社、すなわち彼等の社会的結合を容易にしたと思われる。一つの正義が地方社会の空気として覆っていたようである。アランは、地方的結合を成らしめた要因として、三六〇五〇マイル（約六〇〇八〇キロメートル）の距離の連絡を可能ならしめる情報システムを述べている。これはどのような事例から明らかでないが、当時の地方の民衆世界には独自の情報網が存在していたことは、筆者も他の事例で見えており確かであると思う。⁽⁸⁾

次に政府が譲歩せざるを得なくなった他の要因の一つとして、ブレイドンの困い込みをめぐる契約問題を取り上

げたい。

一六二七年二月三日、政府は、ブレイドン御猟林野区域とその外側の境界にある森林地、約四〇〇〇エーカーに近い土地を一括してオランダ人の王室宝石商 Phillip Jacobson、ロンドン商人 Edward Sewler との間で四一年間契約を行った。彼等は、この契約による四一年間の譲渡権にともない、直ちに王室に二万一千ポンドを支払った。この金額の内訳は、登録料として一万一千ポンド。対象区域内のすべての鹿などの獲物および樹木、そして製鉄場建設認可として一万ポンド、であった。

ただ支払われた二万一千ポンドのうち、実際は国王が Jacobson からの宝石購入代金、約八千から一万ポンドの未払い分の借金の相殺に使用されたと見られる。この二人の請負い人は、一括して譲渡された土地を、ほとんど農業借地として適当に区画し、囲い込みを行い、認可された借地として借し出しを行う計画であった。さらに彼等は、契約により、毎年四五〇ポンドを国王に年間の借地料として支払の義務があったが、彼等は当然のことながら、即金分も含めて大きく上回る収入を計算していたのである(図2)⁽⁹⁾。

彼等は最初の数年は毎年支払いを履行したようであるが、一六三五年一〇月になって彼等の借地料滞納が政治問題化したのである。滞納額がこの時点で、四年半分の二〇二五ポンドになり、しかも Jacobson は借地料の支払を拒否したからである。彼はその理由として、自分達の計画と実施が妨害されているためと主張し、政府側もそれを認めざるを得なかったのである。しかし彼等は、木材収入もあったのか地代収入として年に約三千ポンドを得ていたともいわれている⁽¹⁰⁾。

Jacobson は、一六三二年六月、すでに述べたようにブレイドンの狩猟番小屋の管理官 Symon Keeble から自暴

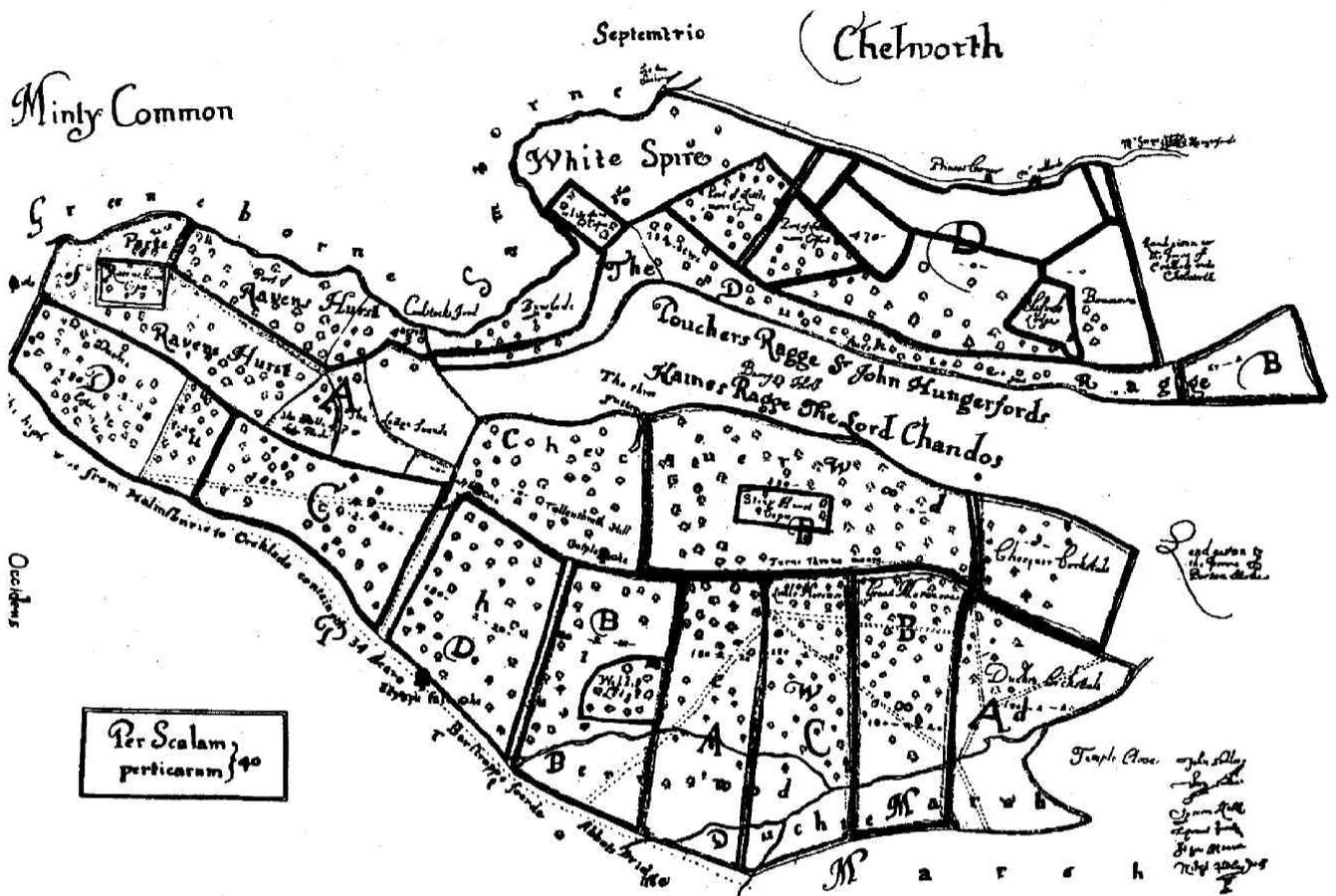


図2 ブレイドン御獵林野区域の囲い込み区割計画図

自棄に落ち込んだ手紙を受け取っているが、これは Jacobson にも大きな衝撃となったと思われる。彼の借地料滞納額は、逆算すると丁度この時期になるからである。彼は、当初この請負い話は、国王の宝石未納代金の回収ばかりでなく、きわめて条件のよい儲けになると踏み契約したと思われる。しかし、代理人の情報から計画の進展を危ぶんで、借地料支払の拒否となった。この事態に政府側も何とか打開策を講じざるを得ず、まだブレイドン周辺住民を慰撫するためもあり、一六三六年の大幅な譲歩となったと考えられる。

ブレイドン御獵林野区域の指定解除によって発生したこの騒擾事件は、政府にとってもいくらか財政的に危機状態にあったとはいえ、あまりにも大きな代償であった。州長官あるいは総監の指導による軍隊で何とか押えようとしてもそれは一時的

であり、地方社会は治安官たちの手にはまったく治まらない権力の真空地帯と化したのであった。そこでは、政府から来た役人さえも、からかわれ、罵倒され、なぶり物にされたのである。州権力も含めて、権力は恥辱を受けたのである。ただ権力の真空といっても、無法地帯になったのではない。それは権力側の解釈であり、地方社会の民衆にとっては、スキミントンが機能する彼等独自の掟の支配する自立した社会であったのである。この騒動の中で、逮捕された住民たちで殺人罪の刑を受けた例は見られず、これは特筆されよう。スキミントンという西部の伝統的で保守的な文化が、社会変革のエネルギーの役割を担ったのは歴史の単なる皮肉だろうか。

スキミントン、あるいはレディー・スキミントンという歴史的な言葉は、一般的には John Williams の別名として知られている。彼は、次のグロスターシャを舞台として活躍するが、ブレイドンで活躍した Henry Hoskins の存在も我々は認知すべきであると考ええる。

さて、次はいよいよ真打の登場である。

註

- (1) S. P. D. Chas. I, CXCVIII, II; 2 June 1631.
- (2) *Rushworth's Historical Collections*, Vol. 3 (1686), App. p. 73.
- (3) C. F. H. Manley, op. cit., p. 558; *Exch. Decrees and Orders*, Ser III., vol. 9, fo. 106.
- (4) C. F. H. Manley, op. cit., p. 558.
- (5) マンレーも同様の指摘をしている。C. F. H. Manley, op. cit., p. 559.
- (6) 裁判が行なわれたことは確かであるが、それらの内容の記録は現在失われているため、詳細は不明である。C. F. H. Manley, op. cit., p. 558.

またこの時期の国王所領と財政との関係については、次の研究を参照されたい。

R. W. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640*, Cambridge U. Pr., 1992.

(7) E. W. J. Kerridge, op. cit., p. 69.

(8) D. G. C. Allan, op. cit., p. 80. なお、地方社会の情報網および連絡システムについては、市民革命期のこの同じ西部の民衆運動である「クラブメン」の「探」にも顕著に見られる。次の諸研究を参照のこと。マンタータウンは、町村の情報システムによる結社、'peace-keeping association' が組織された。またスキミングトンには、the riots' 'skimmington' association があった。

J. S. Morrill, *The Revolt of the Province, Conservatives and Radicals in the Civil War 1630-1650*, 1976; D. Underdown, "The Chalk and the Cheese: Contrasts among the English Clubmen," *Past and Present*, No. 85, 1979; do., *Somerset in the Civil War and Interregnum*, 1973, pp. 98-99; do., *Revel, Riot, and Rebellion—Popular Politics and Culture in England 1603-1660—*, 1985, p. 110.

(9) C. F. H. Manley, op. cit.

(10) S. P. D. Chas. I, CCXCIX, 73; 15 Oct. 1635.